

赤城大沼漁業協同組合遊漁規則

(共第16号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、赤城大沼漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第16号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(コイ、フナ、ウグイ、ワカサギをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭又は組合が指定するオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステムにより申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護繁殖、組合員もしくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十一条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第七条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

水産動物	期 間
コイ・フナ	6月1日から3月31日まで
ウグイ	6月1日から3月31日まで
ワカサギ	9月1日から3月31日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具漁法	規 模
手 釣	1人につき1本
竿 釣	コイの場合 1人につき4本以下 フナの場合 1人につき1本 ウグイ・ワカサギの場合 1につき2本以下

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄 の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚 種	ウ 区 域	エ 期 間
照明器具使用の漁法	全魚種	漁場全域	1月1日から12月31日まで
撒餌漁法	全魚種	漁場全域	1月1日から12月31日まで
舟使用の漁法	全魚種	漁場全域	午後4時から翌朝7時まで
氷上穴釣	全魚種	漁場全域	午後4時から翌朝7時まで
ルアー釣 フライ釣 テンカラ釣	全魚種	漁場全域	1月1日から12月31日まで

3 氷上の穴釣りは、穴の直径15cm以上のものを利用してはならない。また、使用する穴の数は1人につき2か所以内とする。ただし、氷の釣穴の間隔を30cm以上離すこととする。

(禁止区域等)

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の左欄に掲げる区域においては、右欄の期間中遊漁してはならない。

区 域	期 間
・啄木鳥橋下流端から赤城神社南方に位置する岬先端とそこから東方に位置する柵の最北端を結ぶ線まで ・啄木鳥橋下流端から北に位置する入り江全域 ・小鳥ヶ島の湖岸から沖合10mの区域	1月1日から 12月31日まで
覚満川	4月1日から 5月31日まで

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
コイ・フナ	15センチメートル
ウグイ	8センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは次の表のとおりとし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に、700円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは9月1日から翌年8月31日までとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣	1日	800円
		1年	5,500円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣	1日	無料

3 遊漁料の納付は、別表に掲げる遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真

(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る。)

- (2) 承認期間
 - (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
 - (4) 発行者名
 - (5) その他参考となるべき事項
- 2 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにより発行された遊漁証を使用する場合は、遊漁開始前に遊漁料を納付し、遊漁中はオンラインシステムを通じて遊漁者の位置情報等が組合に提供されている状態で携帯しなければならない。ただし、電波が届かない等のやむを得ない場合又は漁場監視員の要求があった場合は、オンラインシステムで遊漁料を納付した情報が分かる印刷物又はオンラインシステムの画面等を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の川及び湖底をかくはんしてはならない。
- 5 氷上穴釣りの場合、遊漁者は、組合が指定する形状のテント以外を使用してはならない。
- 6 氷上穴釣りの場合、遊漁者は、氷にダメージを与える行為（ネジ式以外のペグの使用、油を用いた調理等）を行ってはならない。
- 7 第5項及び第6項の公表は、組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- 8 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規制の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示するベストをつけるものとする。
- (1) 氏名および顔写真
 - (2) 有効期間
 - (3) 発行者名
 - (4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(附則)

1 この規則は令和5年9月1日から施行する。

○令和5年9月1日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-6号

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

別表 遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在 地	電話番号	備考
1	大沼山荘	富士見村赤城山3	027(287)8311	□
2	青木旅館	〃 赤城山8	027(287)8511	◎
3	青木別館	〃 赤城山33	027(287)8106	○
4	バンディ塩原	〃 赤城山6	027(287)8200	◎
5	名月館	〃 赤城山33	027(287)8127	○
6	湖畔荘	〃 赤城山33	027(287)8500	◎
7	曾山商店	〃 赤城山33	027(287)8102	○
8	グリーン荘	〃 赤城山3	027(287)8028	○
9	みやま山荘	〃 赤城山2	027(287)8205	○
10	柴田テント	〃 赤城山3	027(287)8442	□
11	釣り具 天狗屋	前橋市西片貝町4-16-26	027(224)6334	○
12	釣り具 金木屋	前橋市住吉町1-6-9	027(233)7643	○

備考欄：◎～6月1日雑漁解禁から翌年3月31日まで

○～9月1日ワカサギボート釣り解禁から翌年3月31日まで

□～9月1日ワカサギボート釣り解禁から11月30日まで

組合が指定するオンラインシステム

NO	名 称	運 営 会 社	電話番号	備考
1	F i s h P A S S	株式会社フィッシュパス 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16	0776(67)7335	日

※日釣り券のみの取扱